

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																															
関西医療学園専門学校	昭和32年5月13日	武田 大輔	〒 558-0011 (住所) 大阪府大阪市住吉区苅田6-18-13 (電話) 06-6699-2222																															
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																															
学校法人関西医療学園	昭和55年5月8日	武田 大輔	〒 590-0482 (住所) 大阪府泉南郡熊取町若葉2-11-1 (電話) 072-453-8251																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																													
医療	医療専門課程 (職業実践専門課程)	東洋医療学科	平成 7(1995)年度	-	平成27(2015)年度																													
学科の目的	学校教育法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律に基づき、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に必要な専門的知識及び技術を教授し、資格の取得のみならず心豊かな人間性と確かな実践力を身につけた医療人を、育成並びに社会に貢献できる人材として輩出することを目的とする。																																	
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	本学科は、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の国家資格取得を目指す。カリキュラムには国家試験全科目が含まれており、基礎的な内容から臨床的な内容までステップアップで学習する。取得可能な資格は、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の3種類の国家資格で、資格取得に向けて模擬試験や補講なども実施している。																																	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																											
3 年	昼間 ※単位時間、単位いずれかに記入	2,840 単位時間 128 単位	1,910 単位時間 99 単位	0 単位時間 0 単位	180 単位時間 4 単位	0 単位時間 0 単位	750 単位時間 25 単位																											
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																														
90 人	81 人	0 人	0 %	5 %																														
就職等の状況	■卒業生数(C) : 22 人 ■就職希望者数(D) : 22 人 ■就職者数(E) : 22 人 ■地元就職者数(F) : 17 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 77.3 % ■卒業生に占める就職者の割合(E/C) : 100.0 % ■進学者数 : 0 人 ■その他 : 0 人 非就職希望 (令和 5 年度卒業生に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 鍼灸院、治療院、病院、診療所																																	
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 無 評価団体 : 受審年月 : 評価結果を掲載したホームページURL																																	
当該学科のホームページURL	URL: https://www.kansai-iryo.ac.jp																																	
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定) <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,840 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>465 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>2,840 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>465 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> (B : 単位数による算定) <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>128 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>99 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>128 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>99 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>- 単位</td></tr> </table>						総授業時数	2,840 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	465 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	2,840 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	465 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総単位数	128 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	99 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位	うち必修単位数	128 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	99 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位
総授業時数	2,840 単位時間																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	465 単位時間																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																	
うち必修授業時数	2,840 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	465 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																	
総単位数	128 単位																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	99 単位																																	
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位																																	
うち必修単位数	128 単位																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	99 単位																																	
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位																																	
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>9 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>8 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18 人</td> </tr> </table> 上記①～⑤のうち、実務経験者(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数 9 人						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	9 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	8 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人	計	18 人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	9 人																																	
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	8 人																																	
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																	
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人																																	
計	18 人																																	

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則等の関係法令に基づき、教育内容や教員資格は厳格に定められている。
本校ではより専門的な知識と実践的な技術を教授できるように企業その他医療機関と連携し、教育課程を編成する上で意見を十分に活用し取り組むことを基本方針としている。これに伴い、定例で月1回、教員間で会議を開催し、授業内容や学生状況等について報告及び検討をしている。そこでは兼任教員からの意見を十分に受け入れ、カリキュラム編成、授業内容の改善及び学生指導等に活かしている。
特に教育課程の編成においては企業等と連携する教育課程編成委員会を設置し、教育内容の確認と効果を評価した上で、より実践的な教育課程の編成及び教育内容の充実を目的として、教育水準の維持向上を目指している。
本校の教育理念である「心豊かな人間性と確かな実践力を身につけた医療人を育成並びに社会に貢献できる人材を輩出すること」を達成するため、企業等と連携する教育課程編成委員会からの意見を十分に活用し改善に取り組むこととする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会委員は学校法人関西医療学園 関西医療学園専門学校の教職員と企業関係者等の外部役職員から構成し、互いの意見を十分に活かし、より充実した教育課程の編成を協力して行うものとして位置付ける。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
武 田 大 輔	関西医療学園専門学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
廣 岡 聡	関西医療学園専門学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
武 田 貴 司	関西医療学園専門学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
森 岡 泰 之	関西医療学園専門学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
徳 田 明 也	関西医療学園専門学校	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
高 岸 美 和	一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	②
森 下 翔 太	一般社団法人日本はり医学会	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	②
川 崎 勝 巳	川崎針灸院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)

但し、委員会委員が緊急に教育課程の改善が必要であると判断した場合は、随時、委員会を開催することができるような体制をとる。

(開催日時(実績))

第1回 令和7年9月6日 14:00～15:20

第2回 令和8年3月1日 14:00～16:37

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

令和7年9月6日(土)14時00分から15時20分

委員長から、教育課程の編成にあたり、本委員会の趣旨の説明があり、「建学の精神」及び「教育理念」に基づき、更に専門課程の教育の質保証及び人材育成の向上の観点から、本校の掲げる3つのポリシー(アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー)について説明があった。

委員会で提案された内容は本年度及び次年度の教育課程に活用できる改善点等を精査して、次回委員会で報告する。

- ・本年度から各学科の特色(柔道整復学科はスポーツ医療分野及び学外実習、東洋医療学科は按摩指の臨床実習、東洋医療鍼灸学科は美容鍼、耳鍼等)をカリキュラムに導入した内容等について説明があった。そのうえで各学科の特色を活かして更なる教育効果の向上を繋げるように検討する。
- ・医療関係の他資格への知見を広げることを目的に、柔道整復学科と東洋医療学科及び東洋医療鍼灸学科間で、交流体験から学習する特別講義を実施している。更なる改善点を検討して継続的に実施する。
- ・今後のカリキュラム改正並びに本校での臨床実習の充実を見据えて、学外臨床実習、救護、トレーナー外部活動(実習)などの実習時間の増加並びに病院及びクリニック等を含めた新たな臨床実習施設の拡大にも検討する。
- ・企業連携の一環として、今後さらに関連企業等の協力のもと連携を図り、授業及び特別講義の導入を検討していくこととする。
- ・国家試験結果から、本年度においては早期から合格率の向上に向けた対策及び検討を重ねて実施している。

(報告事項)

- ・一般社団法人アンリミテッド事業推進協会主催(文部科学省指定事業)の大阪・関西万博のボランティア及びスポーツ大会(長居公園)に、社会貢献の一環として本校教職員及び学生が運営協力に参加した旨報告があった。
- ・令和8年4月1日に施行する学校教育法の一部改正に伴う法律改定及び学則変更等の手続きについて報告があった。

(令和7年9月6日(土)委員会開催に伴う活用)

令和8年3月1日(土)14時から16時37分

前回委員会で提案された内容は議事録として報告し、精査した事項については本年度に活用した事項とそれ以外でも計画的に可能な範囲で次年度以降において教育課程の編成に活かすこととする。

- ・将来的なカリキュラム・時間割等の内容について、学校教育の質保証及び向上の観点並びに将来的に第三者評価の受審を年頭におき、毎年、継続的に改善・検討を重ねて取り組んでいる。具体的には美容分野のカリキュラムの導入及び按摩指臨床実習の充実に努めている。
- ・企業連携の一環として、今後さらに関連企業等の協力のもと連携を図り、授業及び特別講義の導入及び本校での臨床実習の充実、救護、トレーナー外部活動(実習)の実習時間などの増加に努める。
- ・医療関係の他資格への知見を広げることを目的に、柔道整復学科と東洋医療学科及び東洋医療鍼灸学科間で、交流体験から学ぶ特別講義を実施した結果及び効果について、学生アンケート調査の実施に努める。
- ・一般社団法人アンリミテッド事業推進協会主催(文部科学省指定事業)のスポーツ大会に、社会貢献の一環として、大阪・関西万博のボランティア及びスポーツ大会(長居公園)の両方の行事に本校教職員及び学生が運営協力に継続的に参加していくこととする。その他にも企業連携、地域連携の一環となる行事にも積極的に参加に努める。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

関係法令に定められた授業内容において、医学知識、治療技術及び臨床実習等の医療人として必要な素養を修得した上で、企業等と連携して卒業後に即戦力として臨床の現場で活躍できる臨床家としての医療人を育成することが基本方針である。これに基づき兼任教員(企業等との連携)の授業では、現場での知識・技術の習得が実習・演習に活かされている。その結果、卒業生においても鍼灸院、クリニック、病院等多数の就職に結びついている。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

科目の講師依頼の際、本校と企業等の兼任教員(非常勤講師)において講義内容及び範囲等の打合せを行い、その上で実習内容や学生の学習成果の評価方法・評価指標について説明及び調整を行う。講義期間内は、適宜必要に応じ、専任教員と兼任教員間で学生の授業の受講状況や内容の修得状況が把握できるよう情報交換を行っている。成績評価は前期、後期試験を実施した上で評価する。

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 教員研修会
期間: 令和8年8月6日から7日
内容: 主題「あはき教育と「真価」と「進化」～若者のインサイトから見出す、変わらぬ本質と新しい価値～」

連携企業等: 公益社団法人東洋療法学校協会
対象: 教員

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: ハラスメントに関する研修会
期間: 令和9年7月
内容: ハラスメントに係る事例・判例に基づくハラスメントの実態と防止対策

連携企業等: 大阪府企業人権協議会サポートセンター(予定)
対象: 教員・教職員

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価は、学校評価を通じて学校と企業等の関係団体(業者団体)、卒業生及び保護者等がお互いに理解を深めることである。学校とそれに関係する人たちが理解を深め合うだけでなく、今後の学校の発展と向上のための協働作業である。学校評価は学校としての自己評価であるが、学校が行った自己評価に加え、企業等の関係団体(業者団体)、卒業生及び保護者等といった学校に関係する人たちの意見を参考にし、自己評価を客観的に判断していくことを基本方針とする。学校関係者評価とは学生のことを考え、それぞれの立場、視点からよりよい学校づくりを目指すものである。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	建学の精神・教育理念・教育方針
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育目標・教育活動・人材育成
(4)学修成果	教育活動・教育成果
(5)学生支援	教育環境・教育成果・学生支援
(6)教育環境	教育環境・教育活動
(7)学生の受入れ募集	学生の募集と受け入れ
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11)国際交流	教育環境

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価結果の活用は、学校と企業等の関係団体(業者団体)、卒業生及び保護者等がお互いに理解を深めることに大いに役立つと考えられる。学校とその他の関係者が理解を深め合うだけでなく、今後の学校の発展並びに学生のことを考え、それぞれの立場、視点から、信頼される開かれた学校の構築に役立っている。その結果、学校関係者評価は開かれた学校づくりに効果的で、本校の「社会に役立つ道」や「心豊かな人間性と確かな実践力を身につける医療人」を育てる教育に有効であると確信できた。

自己点検・評価の一環で授業アンケート評価を取り入れたことで、教員相互間の授業力を高める取り組みがなされている。また、同時に学生による教員に対する授業評価を進めており、教員及び学生評価結果は次年度に活用している。

自己評価を行うことは「学校力」を高めるために役立つと考えられる。特に教職員の学校運営業務に対する参画意識の向上に有効に機能している。課題として明確な点は、改善策を具体化するための年間学校評価計画を作成することである。その際、学校改善に向けた効果的・効率的な組織体制を構築することが必須条件である。

具体的には、本年度は次のとおりである。

令和7年9月6日(土)15時30分から16時30分

・学校関係者評価に係る内容並びに自己点検・評価報告書について説明を行い、委員から学校関係者(事務局)に質問、確認事項及び意見はなかった。

授業アンケート(教員・学生)については校内にて情報開示を行い、次年度に向けた改善及びフィードバックも十分に活用している。

・東洋医療学科、東洋医療鍼灸学科及び柔道整復学科の令和6年度国家試験結果について報告があった。卒業生についても継続してサポートを行い、在籍学生及び卒業生共に国試対策の支援を強化し、国家試験合格者の向上に努めることとする。

・近年の教育方法として教科書と併用した動画の活用について検討する。

・医療関係の他資格への知見を広げることを目的に、柔道整復学科と東洋医療学科及び東洋医療鍼灸学科間で、交流体験から学ぶ特別講義を実施した。

・高校生(高校卒業2年以内)を対象とした国の政策である修学支援制度(高等教育の無償化<奨学金(給付・減免)>)の継続申請を行い、受験生の獲得に繋がっている。

・社会人の対象とする教育訓練支援給付金制度の認定校として継続申請を行い、東洋医療学科及び東洋医療鍼灸

学科を希望する受験生の獲得に繋がっている。

・本年度より学生の就職支援の一環として、4月19日及び7月25日の2回にわけて就職フェアを開催した。

【報告事項】

・令和8年4月1日施行する学校教育法の一部改正に伴う法律改定及び学則変更等の手続きについて報告があった。

【活用】

- ・ICT教育の一環として教科書と併用して動画を活用した学習方法も検討していくこととする。
- ・国家試験対策として早期からの総合学習の強化に努めることとする。
- ・医療関係の他資格を学ぶ交流体験の特別講義について、改善点を検討したうえで継続的に実施することとする。
- ・就職フェアについては次年度の開催に向け、学生アンケート調査結果を基に改善して継続的に実施する。
- ・これからも複数の関連企業等の協力のもと連携を図り、授業及び特別講義の導入も検討していくこととする。
- ・社会貢献の一環として継続的にボランティア活動等を協力及び案内に努めることとする。今後もイベント参加及びボランティア活動等については積極的に努めることとする。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和8年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
大 石 雄 一	公益社団法人 奈良県柔道整復師会	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	①関係団体
久 内 克 仁	株式会社 傳次郎	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	②企業等委員
織 田 明	株式会社 ワールド	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	②企業等委員
松 浦 穰 士	関西運動器障害研究会	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	②企業等委員
武 田 大 輔	関西医療学園専門学校(事務局)	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	
廣 岡 聡	関西医療学園専門学校(事務局)	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	
武 田 貴 司	関西医療学園専門学校(事務局)	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	
森 岡 泰 之	関西医療学園専門学校(事務局)	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	
徳 田 明 也	関西医療学園専門学校(事務局)	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kansai-iryo.ac.jp/about/info.php>

公表時期: 令和8年8月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専修学校が学校教育法第42条、43条及び同法施行規則第66条、68条を準用し、学校自己評価の実施・公表は実施することが義務づけられた。これに伴い本校では平成17年度より「自己点検評価委員会」を立ち上げ、私立専門学校等評価研究機構の第三者評価事業が作成した自己点検ブック(私立専門学校等の自己点検・自己評価専門学校等評価基準)に基づいた自己点検を行い、今日に至るまで自己評価システムの構築と情報公開の普及活動が続けてきた。今後も開かれた学校づくりを基本方針に「学校関係者評価委員会」を設置し、更なる教育水準の向上に努める。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	建学の精神・教育目標・目的・人材育成等
(2) 各学科等の教育	教育活動
(3) 教職員	学校運営
(4) キャリア教育・実践的職業教育	教育成果
(5) 様々な教育活動・教育環境	教育環境
(6) 学生の生活支援	学生支援
(7) 学生納付金・修学支援	学生支援
(8) 学校の財務	財務
(9) 学校評価	法令等の遵守
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	社会貢献

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kansai-iryo.ac.jp/about/info.php>

公表時期: 令和8年8月1日

授業科目等の概要

医療専門課程（職業実践専門課程）東洋医療学科														
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	
1	○			情報科学	エクセルの基本操作（表、グラフ、データベース）を理解し、資料作成ができることを目標とする。	1・後	30	2	○			○		○
2	○			生命科学	生命のしくみを学ぶことで、「生きている」ということを科学的な眼で捉え理解できることを目標とする。	1・前	30	2	○			○	○	
3	○			中国語	中国の文化を理解しながら中国語の基本文法や会話を身に付ける。鍼灸に関する専門用語の中国語での読み方も学ぶ。	1・後	30	2	○			○		○
4	○			保健体育	健康増進をはか運動の理論を学ぶとともに、それを実践できることを目標とする。	1・前	30	2	○			○		○
5	○			健康科学	現代の生活スタイルが健康におよぼす問題点と、健康を維持・増進していくための運動や食生活のあり方について学ぶ。	2・後	30	2	○			○		○
6	○			心理学	人とのコミュニケーションに関わる基礎的な心理プロセスとその理論の枠組みについて理解する。	2・後	30	2	○			○		○
7	○			医療経営学	治療院の経営に必要な実務的知識を学ぶ。内容としては、簿記、確定申告、開業設備、資金繰り、利益計画等について講義する。	3・前	30	2	○			○		○
8	○			人体の構造と機能（Ⅰ）	正常な人体の形態、構造、機能について解剖学と生理学の内容を学ぶ。	1・通	60	3	○			○	○	
9	○			人体の構造と機能（Ⅱ）	正常な人体の形態、構造、機能について解剖学と生理学の内容を学ぶ。	1・通	60	3	○			○		○
10	○			人体の構造と機能（Ⅲ）	正常な人体の形態、構造、機能について解剖学と生理学の内容を学ぶ。	1・通	60	3	○			○	○	
11	○			人体の構造と機能（Ⅳ）	正常な人体の形態、構造、機能について解剖学と生理学の内容を学ぶ。	1・通	60	3	○			○		○
12	○			人体の構造と機能（Ⅴ）	身体運動の機構を科学的に分析し、骨・腱・筋肉・関節について、その構造と機能について学ぶ。運動学を学ぶ。	3・後	40	2	○			○	○	
13	○			病理学概論	病理学では、人体の正常な生理機能の知識を基礎として、異常な状態、疾病の成り立ちについて学ぶ。	2・通	60	3	○			○		○
14	○			リハビリテーション概論	鍼灸師にとって必要なリハビリテーション医学を総論、各論に分けて講義する。	3・前	40	2	○			○	○	
15	○			臨床医学総論	西洋医学における診察および検査についての知識を身に付け、臨床の場で役立てることを目標とする。	2・通	80	4	○			○	○	

16	○		臨床医学各論	各疾患について西洋医学的観点から、成因、症状、検査・診断、治療について学ぶ。	3・通	80	4	○			○		○		
17	○		衛生学・公衆衛生学	疾病の予防、健康の保持と推進など、肉体的、精神的に快適な生活を営めるような条件づくりを学ぶ。	2・前	60	3	○			○			○	
18	○		関係法規	あん摩・マッサージ・指圧師、鍼師、灸師が業務するうえで、理解しておかなければならない法令について学ぶ。	2・後	20	1	○			○		○		
19	○		医療概論	医学、医療、医学史、社会保障制度、職業倫理、介護問題についてなど、医療を志す者にとって大切な内容を学ぶ。	1・後	40	2	○			○			○	
20	○		あん摩マッサージ指圧理論	あん摩マッサージ指圧の意義、沿革、歴史、基本手技の作用、治療効果、生体に及ぼす作用、古法按摩、物理療法などの専門的知識を学ぶ。	1・通	80	4	○			○		○		
21	○		はり・きゅう理論	鍼灸についての基礎知識や臨床での応用について、また鍼灸治療の治効や関連する学説について学ぶ。	1・通	60	3	○			○		○		
22	○		東洋医学概論(Ⅰ)	東洋医学の特色、基礎にある自然哲学、人体の生理観、病理、病因、診察、治療などについて概説する。	1・前	40	2	○			○		○		
23	○		東洋医学概論(Ⅱ)	東洋医学の特色、基礎にある自然哲学、人体の生理観、病理、病因、診察、治療などについて具体的に学ぶ。	2・通	80	4	○			○		○		
24	○		取穴基礎	体表観察を学び、取穴の基礎や施術の際に必要なとなる体表解剖の知識を身に付ける。	1・後	40	2	○			○			○	
25	○		基礎経絡経穴学(Ⅰ)	経絡経穴の基礎となる十二正経の流注や所属経穴、および五腧穴・五行穴・原穴・郄穴・絡穴・募穴・背部腧穴の要穴名と取穴を学ぶ。	1・通	40	2	○			○		○		
26	○		基礎経絡経穴学(Ⅱ)	経絡経穴の基礎となる十二正経の流注や所属経穴、および五腧穴・五行穴・原穴・郄穴・絡穴・募穴・背部腧穴の要穴名と取穴を学ぶ。	1・通	40	2	○			○		○		
27	○		臨床経絡経穴学(Ⅰ)	十二正経、督脈、任脈に属する経穴および奇穴について、穴の位置とその部にある筋・神経・血管など臨床上必要とする知識を学ぶ。	2・通	80	4	○			○			○	
28	○		臨床経絡経穴学(Ⅱ)	十二正経、督脈、任脈に属する経穴および奇穴で、臨床上よく用いられるものについてその主治や穴性を学ぶ。	2・後	40	2	○			○		○		
29	○		臨床東洋医学(Ⅰ)	臨床上遭遇しやすい疾患や病証に対する東洋医学の治療を学ぶ。	2・通	80	4	○			○		○		
30	○		臨床東洋医学(Ⅱ)	臨床上遭遇しやすい症候に対して東洋医学と現代医学とを総合した治療の実践を学ぶ。病態生理学やあはきの適応判断についても学ぶ。	3・通	80	4	○			○			○	
31	○		臨床東洋医学(Ⅲ)	東洋医学の診察を通して得られた所見より病態を把握して治療法および治療穴を処方できるよう学習する。東洋医学でいう弁証論治を学ぶ。	3・前	40	2	○			○		○		
32	○		臨床東洋医学(Ⅳ)	臨床上遭遇しやすい症候に対して東洋医学と現代医学とを総合した治療の実践を学習する。病態生理学やあはきの適応判断についても学ぶ。	3・通	80	4	○			○			○	○
33	○		社会あはき学(Ⅰ)	はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師がスポーツの世界でトレーナーとして働くときに必要な知識を学ぶ。	2・前	40	2	○			○			○	

34	○	社会あはき学 (Ⅱ)	救命救急を要する対象疾患の特徴(病態、 診断、治療)を理解し、あはき師としての 必要な処置について学ぶ。	3・ 後	20	1	○		○	○			
35	○	あん摩マッ サージ指圧実 技(Ⅰ)	マッサージの基本手技と人体各所へのその 応用を実技を通して学ぶ。また、各施術部 位の解剖学的理解を実技をお通して深め る。	1・ 通	90	3		○	○	○			
36	○	あん摩マッ サージ指圧実 技(Ⅱ)	指圧の理論を理解して基本手技を修得す る。また、人体の各部位への施術法および 疾患に対する治療法を学ぶ。	2・ 通	60	2		○	○	○			
37	○	あん摩マッ サージ指圧実 技(Ⅲ)	指圧の基本手技を臨床に応用できるように 修得する。疾患に合わせた手技や施術部位 の選択、押圧の強さや持続時間の選択など を行う力を身に付ける。	2・ 後	30	1		○	○	○			
38	○	あん摩マッ サージ指圧実 技(Ⅳ)	あん摩の基本手技と人体各所への応用を実 技を通して学ぶ。また、各手技の作用を理 解して臨床に応用できるようにする。	3・ 通	60	2		○	○		○	○	
39	○	あん摩マッ サージ指圧実 技(Ⅴ)	あん摩・マッサージ・指圧を疾患によって 適切に用いることができる総合的な力を身 に付ける。	3・ 後	30	1		○	○		○	○	
40	○	はり・きゅう 実技(Ⅰ)	鍼灸の基礎技術を修得する。用具を適切に 使用でき、安全に衛生的に施術ができるよ うに。また、施術者として好ましい身だし なみや言葉遣い、態度を身に付ける。	1・ 通	180	6		○	○	○			
41	○	はり・きゅう 実技(Ⅱ)	1年次に学んだ基本的な鍼灸の手技に加 え、応用的な手技を修得する。	2・ 通	90	3		○	○	○	○		
42	○	はり・きゅう 実技(Ⅲ)	身体各部位に安全で効果的な鍼灸施術がで きるよう実技を通して身に付ける。また、 よくみられる疾患に対する鍼灸施術を修得 する。	2・ 通	90	3		○	○	○	○		
43	○	はり・きゅう 実技(Ⅳ)	臨床の実際を意識し、病態に合わせた適切 な鍼灸施術が行えるよう実技を通して学 ぶ。	3・ 前	30	1		○	○		○	○	
44	○	はり・きゅう 実技(Ⅴ)	臨床の実際を意識し、病態に合わせた適切 な鍼灸施術が行えるよう実技を通して学 ぶ。	3・ 通	60	2		○	○		○	○	
45	○	臨床基礎実習	臨床実習に備え医療面接を学ぶ。また、治 療院での受付業務、カルテや施術の準備、 カルテ記載など臨床現場での行われる一連 の流れを学ぶ。	2・ 通	30	1		○	○	○			
46	○	臨床実習	本校付属鍼灸院で、教員の指導のもと、臨 床現場の実際を実習で学ぶ。受付業務、来 院者とのコミュニケーション、問診等の診 察、施術、カルテ記載などについて実習す る。	3・ 通	180	4		○	○	○	○		
47	○	東洋医学総合 講義	東洋医学に関する知識を総合的にとらえて 活用できる力を養い、臨床に対応できるこ とを目標とする。	3・ 通	60	3	○		○		○		
48	○	特殊療法(Ⅰ)	古典に基づく治療法や伝統的な東洋医学の 療法について学ぶ。	2・ 後	20	1	○		○		○	○	
49	○	特殊療法(Ⅱ)	古典治療である経絡治療について六部定位 脈診、腹診による証決定や難経に基づく選 穴や治療法を学ぶ。	2・ 後	60	3	○		○		○	○	
50	○	特殊療法(Ⅲ)	鍼灸療法における様々な鍼法・灸法・治療 法を紹介し、その知識・技術を修得する。	3・ 通	60	3	○		○		○	○	
合計				50 科目	123(2840) 単位(単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：卒業条件は、出席を満たすと同時に、定期試験・卒業試験等すべての		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：学年制で履修を行い、講義、実技、演習および実習を履修する。		1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
柔整柔道実技	礼法、技の基本から実戦まで3年間を通じ心身を鍛錬することで、技術の修得と柔道整復師の自覚を身につける。	いのうえ接骨院
臨床実習	臨床現場に置いて、知識と技術および患者様への対応、コミュニケーション能力の育成、保険取扱に関する注意点と適応などを学修する。	有限会社 リセットほんまち通り整骨院
臨床実習	物理療法機器のセッティングや取り扱い等を学び、実際の業務の流れや施術の過程等について学修する。	かどわき鍼灸整骨院
臨床治療実技Ⅳ	実際の臨床現場での骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法、効率的な治療法、整復後の後療法などを学修する。	たなか整骨院
臨床治療実技Ⅳ	実際の臨床現場での骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法、効率的な治療法、整復後の後療法などを学修する。	大出整骨院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
教職員は更なるスキルアップを目指し、学科全体で職能団体が開催する研修会、勉強会等並びに学会に参加し専門的知識、技術の修得に努める。
定期的に企業等の外部講師によるFD(SD)研修会に参加し、授業等に活用できるようスキルアップに活用している。また、各教員の役割に応じたFD研修会にも参加し個々のスキルアップにも活用している。加えて併設校による大学のSD研修等にも可能であれば積極的に参加している。

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	教員研修会	連携企業等:	公益社団法人全国柔道整復学校協会
期間:	令和7年9月27日～28日	対象:	教員
内容	「柔道整復の新時代へ」を主題に「柔整ブラウディング」等(予定)		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	学生のモチベーションの促進方法、指導力のスキルアップ等の教員の質のスキルアップ	連携企業等:	一般財団法人日本教育推進財団
期間:	令和8年4月4日	対象:	教員・教職員
内容	「人生を成功に導く人間力」等		

研修名:	ハラスメントに関する研修会	連携企業等:	大阪府企業人権協議会サポートセンター
期間:	令和8年7月4日	対象:	教員・教職員
内容	ハラスメント(カスタマーハラスメント含)に係る事例・判例をに基づくハラスメントの実態と防止対策		

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	教員研修会	連携企業等:	公益社団法人全国柔道整復学校協会
期間:	令和8年9月19日から20日	対象:	教員
内容	「next jusei～柔道整復を未来に繋ぐ」を主題に「属人化しない教育組織の仕組みとは」等		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	ハラスメントに関する研修会	連携企業等:	大阪府企業人権協議会サポートセンター(予定)
期間:	令和9年7月	対象:	教員・教職員
内容	ハラスメントに係る事例・判例をに基づくハラスメントの実態と防止対策		